

ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設条例新旧対照表

改正案		現行																	
<p>(利用料金の免除)</p> <p>第11条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>利用料金</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分 施設区分</th> <th>午前 (午前9時～正午)</th> <th>午後 (午後1時～午後5時)</th> <th>夜間 (午後6時～午後10時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。</p>		時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>利用料金</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分 施設区分</th> <th>午前 (午前9時～正午)</th> <th>午後 (午後1時～午後5時)</th> <th>夜間 (午後6時～午後10時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)	(略)	(略)	(略)	(略)
時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)																
(略)	(略)	(略)	(略)																
時間区分 施設区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)																
(略)	(略)	(略)	(略)																